

身体拘束廃止に関する指針

社会福祉法人須崎福祉会

身体拘束廃止に関する指針

特別養護老人ホーム清流荘

1. 基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、いずれの場所においても利用者の尊厳と主体性を尊重して、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解して、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束廃止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外3原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアを提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性…利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族へ説明し、同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除するよう努力します。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努めます。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行います。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げる行為は行いません。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会において検討を行います。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

(4) 利用者・家族への説明

介護事業を運営する法人として、利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に法人の方針を説明します。

各サービス事業所は利用者及び家族の生活に対する意向を確認して、ケアの方向性を提案することで、身体拘束廃止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努めます。

3. 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束廃止適正化委員会の設置

当法人では、身体拘束の廃止に向けての身体拘束廃止適正化委員会を設置します。

①設置目的

- ・施設内等での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員への指導

②身体拘束廃止適正化委員会の構成員

身体拘束廃止委員会責任者 施設長

身体拘束廃止委員会担当者 生活相談員

身体拘束廃止委員会委員 事務長

介護支援専門員

看護師

介護職員

必要に応じて主治医の助言を仰ぎます

③身体拘束廃止適正化委員の役割

責任者（施設長） 委員会の総括管理

担当者（生活相談員） ケア現場における諸課題の総括責任
身体拘束廃止に向けた職員教育
医療機関、家族との連絡調整
家族の意向に添ったケアの確立
施設のハード、ソフト面の改善
チームケアの確立
記録の整備

事務長 施設長・生活相談員の補佐

介護支援専門員 家族の意向に添ったケアの確立
施設のハード、ソフト面の改善
チームケアの確立
記録の整備

看護師 医師との連携
施設における医療行為の範囲の整備
重度化する利用者の状態観察
記録の整備

介護職員 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
利用者の尊厳を理解する
利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
利用者とのコミュニケーションを充分にとる
記録は正確かつ丁寧に記録する

④身体拘束廃止適正化委員会の開催

- ・虐待防止検討委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。
- ・3ヶ月に1回定期開催します。その結果については介護職員、その他の従業者に会議録や資料をもって周知する。
- ・必要時は随時開催します。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、速やかに管理者及び関係職員へ報告し、その内容を適切に記録するものとする。また、身体拘束適正化検討委員会等において実施状況を確認・検証し、身体拘束等の早期解除及び再発防止に努めるものとする。

以下の手順に従って実施します。

《介護保険指定基準における身体拘束禁止の具体的な行為》

1. 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドや車椅子に体幹や四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッド柵を（サイドレール）で囲む。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6. 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
7. 立ち上がり能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
8. 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
12. 言葉によって相手の行動を制限することや抑制する。（スピーチロック）

①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止適正化委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3つの要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認をします。

要件を検討した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い、実施に努めます。

②利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明して、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用

者・家族等と行っている内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施します。

③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由および経過、解除に向けての取り組み方法などを記録します。当該記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討します。記録は 2 年間保存、行政担当部局の实地指導が行われる際に提示できるものとしします。

④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その際には、利用者・家族に報告をします。

5. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に関わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行について職員教育を行います。

- ①定期的な教育・研修（年 2 回）の実施
- ②新任者に対する身体拘束適正化研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

6、利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、施設内掲示や施設ホームページに掲載などを行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

附 則

この指針は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する

この指針は、令和 3 年 4 月 1 日より一部改正し施行する

この指針は、令和 7 年 3 月 1 日より一部改正し施行する